

広島県告示第五百二十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川江の川水系江の川本川ブロック河川整備計画（変更）を令和六年三月十八日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所安芸太田支所及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦